

四半期報告書

(第118期第2四半期)

久光製薬株式会社

E00944

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月11日
【四半期会計期間】	第118期第2四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)
【会社名】	久光製薬株式会社
【英訳名】	HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO., INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 富 一 榮
【本店の所在の場所】	佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
【電話番号】	0942(83)2101(代表)
【事務連絡者氏名】	九州本社総務部株式課長 齋 木 敦 司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	03(5293)1700(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員IR室長 高 尾 信一郎
【縦覧に供する場所】	久光製薬株式会社東京本社 (東京都千代田区丸の内二丁目4番1号) 久光製薬株式会社大阪支店 (大阪市中央区南船場一丁目11番12号) 久光製薬株式会社名古屋支店 (名古屋市千種区仲田二丁目7番11号) 久光製薬株式会社福岡支店 (福岡市博多区東那珂二丁目2番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第2四半期 連結累計期間	第118期 第2四半期 連結累計期間	第117期
会計期間	自 2018年3月1日 至 2018年8月31日	自 2019年3月1日 至 2019年8月31日	自 2018年3月1日 至 2019年2月28日
売上高 (百万円)	69,400	63,401	143,408
経常利益 (百万円)	12,012	10,641	24,647
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	9,158	7,548	19,204
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,321	887	15,969
純資産額 (百万円)	250,561	244,820	248,629
総資産額 (百万円)	301,367	296,731	295,786
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	109.46	91.37	230.08
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	109.36	91.27	229.86
自己資本比率 (%)	82.6	81.9	83.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,188	7,913	15,772
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,056	△4,655	△39,302
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,612	△4,880	△13,347
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	127,178	86,345	88,782

回次	第117期 第2四半期 連結会計期間	第118期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年6月1日 至 2018年8月31日	自 2019年6月1日 至 2019年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	68.19	68.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っています。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（業績の状況）

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、当第2四半期連結累計期間の連結業績は以下の通りです。売上高は減収、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益はともに減収となりました。

① 売上高

売上高は、634億1百万円(前年同四半期比8.6%減)となりました。

国内市場において、医療用医薬品事業は、後発品使用促進策による影響を引き続き受けたことや、経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ノルスパン[®]テープ」の販売を当期首より移管したこともあり、前年同四半期比9.5%の減収となりました。なお、2019年9月に経皮吸収型パーキンソン病治療剤「ハルロピ[®]テープ」の国内製造販売承認を取得しており、承認時一時金を受領しています。一般用医薬品事業では、依然として厳しい販売競争が続いておりますが、主力商品の「サロンパス[®]」や「フェイタス[®]」シリーズの売上は好調に推移しました。出荷時期が早まった影響で「アレグラ[®]FX」の売上が減少する等の結果、事業全体では、前年同四半期比6.6%の減収となりました。

一方、海外市場において、医療用医薬品事業は、後発品の影響を受け、前年同四半期比13.1%の減収となりました。一般用医薬品事業は、積極的な広告宣伝活動を展開し、米国では順調に売上を伸ばしたものの、その他の地域の売上が減少しており、前年同四半期比2.5%の減収となりました。

② 営業利益

営業利益は、101億9千万円(前年同四半期比9.4%減)となりました。その主な要因は、売上の減少によるものです。なお、販売費及び一般管理費につきましては、303億1千9百万円(前年同四半期比5.3%減)となりました。

③ 経常利益

経常利益は106億4千1百万円(前年同四半期比11.4%減)となりました。その主な要因は、営業利益の減少によるものです。

④ 親会社株主に帰属する四半期純利益

親会社株主に帰属する四半期純利益は75億4千8百万円(前年同四半期比17.6%減)となりました。その主な要因は、経常利益が減少したことによるものです。

この結果、当第2四半期連結累計期間における1株当たり四半期純利益は91.37円となりました。

(財政状態の分析)

当第2四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表の概要は以下のとおりです。

① 資産

総資産は、前連結会計年度末と比較して9億4千4百万円増加し、2,967億3千1百万円となりました。主な増減は、その他流動資産(73億6千1百万円増)及び投資有価証券(67億1千5百万円減)です。

② 負債

負債合計は、前連結会計年度末と比較して47億5千3百万円増加し、519億1千1百万円となりました。主な増減は、電子記録債務(22億3千8百万円増)、及び未払法人税等(21億8千4百万円増)です。

③ 純資産

純資産合計は、前連結会計年度末と比較して38億9百万円減少し、2,448億2千万円となりました。主な増減は、その他有価証券評価差額金(50億2千4百万円減)です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して24億3千6百万円減少し、863億4千5百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは79億1千3百万円の収入(前年同四半期は71億8千8百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益(106億3千7百万円)、仕入債務の増加額(28億2千3百万円)及びその他営業活動による支出(46億9千8百万円)などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは46億5千5百万円の支出(前年同四半期は20億5千6百万円の支出)となりました。これは主に、定期預金の増加額(29億2千5百万円)及び有形固定資産の取得による支出(19億8千3百万円)などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは48億8千万円の支出(前年同四半期は36億1千2百万円の支出)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出(12億8千万円)及び配当金の支払額(34億1千2百万円)などによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は53億3千万円です。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,164,895	95,164,895	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(単元 株式数は100株)
計	95,164,895	95,164,895	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2019年7月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10名
新株予約権の数(個)※	289(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 28,900(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1
新株予約権の行使期間※	2019年7月27日～2069年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,524 資本組入額 1,762(注)3
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 新株予約権証券の発行時(2019年7月26日)における内容を記載しています。

(注) 1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数は次のとおりです。

当社取締役(社外取締役を除く) 10名 289個

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100株です。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の保有する新株予約権全部が、相続人のうち、配偶者、子、父母又は兄弟姉妹のうち1人に相続される場合に限り（以下、当該相続人を「承継者」という）、承継者は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）のすべてを一括して行使しなければならない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. 及び2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「株主総会」とする）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年6月1日 ～2019年8月31日	—	95,164,895	—	8,473	—	2,118

(5) 【大株主の状況】

2019年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,475	6.65
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,135	6.23
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(りそな銀行再信託分・㈱西日本シ ティ銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,370	5.30
野村信託銀行㈱(退職給付信託三菱 UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	4,347	5.28
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,910	4.75
㈱福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13-1	3,621	4.40
㈱佐賀銀行	佐賀市唐人2丁目7-20	2,356	2.86
久光製薬取引先持株会	鳥栖市田代大官町408番地	2,272	2.76
㈱SMB C信託銀行(㈱三井住友銀 行退職給付信託口)	東京都港区西新橋1丁目3-1	2,064	2.51
㈱ティ・ケー・ワイ	久留米市篠山町1丁目12番3号	1,834	2.23
計	—	35,385	42.95

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	9,845千株
日本マスタートラスト信託銀行㈱	5,135千株
野村信託銀行㈱	4,347千株
㈱SMB C信託銀行	2,064千株

2 上記のほか当社所有の自己株式は、12,772千株です。

3 2019年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、銀行等保有株式取得機構が2019年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	4,155	4.37

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,772,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 70,900	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,279,600	822,796	同上
単元未満株式	普通株式 41,495	—	同上
発行済株式総数	95,164,895	—	—
総株主の議決権	—	822,796	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式30株が含まれています。

② 【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 久光製薬株式会社	佐賀県鳥栖市 田代大官町408番地	12,772,900	—	12,772,900	13.42
(相互保有株式) 丸東産業株式会社	福岡県小郡市千潟892-1	23,000	47,900	70,900	0.07
計	—	12,795,900	47,900	12,843,800	13.50

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における共有持分数	久光製薬取引先持株会	佐賀県鳥栖市田代大官町

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年6月1日から2019年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	110,283	108,901
受取手形及び売掛金	39,961	41,535
有価証券	20,946	21,879
商品及び製品	8,519	9,382
仕掛品	470	498
原材料及び貯蔵品	6,769	6,305
その他	4,766	12,127
貸倒引当金	△299	△311
流動資産合計	191,418	200,319
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,816	14,714
その他（純額）	24,740	24,222
有形固定資産合計	39,556	38,936
無形固定資産		
販売権	68	58
その他	1,922	1,630
無形固定資産合計	1,990	1,688
投資その他の資産		
投資有価証券	53,521	46,805
その他	9,514	9,196
貸倒引当金	△215	△215
投資その他の資産合計	62,820	55,786
固定資産合計	104,368	96,411
資産合計	295,786	296,731

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,290	8,735
電子記録債務	5,864	8,102
短期借入金	1,361	1,282
未払法人税等	868	3,052
返品調整引当金	101	125
賞与引当金	1,629	1,376
その他	12,238	14,031
流動負債合計	30,354	36,708
固定負債		
長期借入金	433	405
退職給付に係る負債	7,465	7,517
その他	8,903	7,279
固定負債合計	16,802	15,202
負債合計	47,157	51,911
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,473	8,473
資本剰余金	5,914	5,914
利益剰余金	249,156	253,293
自己株式	△40,886	△42,166
株主資本合計	222,657	225,515
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,009	11,984
土地再評価差額金	3,790	3,790
為替換算調整勘定	3,581	1,751
退職給付に係る調整累計額	△97	△35
その他の包括利益累計額合計	24,284	17,490
新株予約権	392	440
非支配株主持分	1,295	1,373
純資産合計	248,629	244,820
負債純資産合計	295,786	296,731

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年3月1日 至2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年8月31日)
売上高	69,400	63,401
売上原価	26,130	22,892
売上総利益	43,270	40,509
販売費及び一般管理費	※1 32,024	※1 30,319
営業利益	11,245	10,190
営業外収益		
受取利息	278	520
受取配当金	422	436
持分法による投資利益	19	—
その他	186	225
営業外収益合計	906	1,182
営業外費用		
支払利息	5	8
為替差損	121	595
持分法による投資損失	—	110
その他	12	15
営業外費用合計	139	730
経常利益	12,012	10,641
特別利益		
投資有価証券売却益	218	—
特別利益合計	218	—
特別損失		
固定資産処分損	10	4
特別損失合計	10	4
税金等調整前四半期純利益	12,221	10,637
法人税等	2,917	2,955
四半期純利益	9,303	7,681
非支配株主に帰属する四半期純利益	145	133
親会社株主に帰属する四半期純利益	9,158	7,548

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年3月1日 至2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年8月31日)
四半期純利益	9,303	7,681
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	610	△5,013
為替換算調整勘定	△1,653	△1,830
退職給付に係る調整額	112	65
持分法適用会社に対する持分相当額	△51	△15
その他の包括利益合計	△982	△6,793
四半期包括利益	8,321	887
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,208	755
非支配株主に係る四半期包括利益	112	132

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,221	10,637
減価償却費	2,617	2,025
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	148	52
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	21	13
受取利息及び受取配当金	△700	△956
支払利息	5	8
持分法による投資損益 (△は益)	△19	110
投資有価証券売却損益 (△は益)	△218	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△999	△1,817
たな卸資産の増減額 (△は増加)	49	△578
仕入債務の増減額 (△は減少)	514	2,823
その他	△2,108	△4,698
小計	11,531	7,621
利息及び配当金の受取額	722	1,004
利息の支払額	△6	△8
法人税等の支払額	△5,059	△703
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,188	7,913
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	144	△2,925
有価証券の増減額 (△は増加)	△263	913
有形固定資産の取得による支出	△1,769	△1,983
無形固定資産の取得による支出	△9	△13
投資有価証券の取得による支出	△120	△655
投資有価証券の売却による収入	312	—
その他	△351	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,056	△4,655
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△50	△75
長期借入金の返済による支出	△35	△32
自己株式の取得による支出	△2	△1,280
配当金の支払額	△3,431	△3,412
非支配株主への配当金の支払額	△68	△54
その他	△24	△26
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,612	△4,880
現金及び現金同等物に係る換算差額	△909	△813
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	609	△2,436
現金及び現金同等物の期首残高	126,569	88,782
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 127,178	※1 86,345

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
(米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第606号「顧客との契約から生じる収益」及び国際財務報告基準(IFRS)第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用) 米国会計基準を採用している海外関係会社において、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を、その他の海外関係会社においてIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月28日)を、第1四半期連結会計期間より適用しています。 これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しています。 なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微です。 (企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を第1四半期連結会計期間の期首から適用しています。 これにより個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを、連結財務諸表における子会社株式又は関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせ、繰延税金負債の取崩しを行いました。 当該会計基準の適用に伴う会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっています。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、繰延税金負債が468百万円減少し、利益剰余金が468百万円増加しています。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しています。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
広告宣伝費	6,229百万円	6,551百万円
販売促進費	6,439百万円	6,131百万円
研究開発費	6,329百万円	5,330百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
現金及び預金勘定	116,896百万円	108,901百万円
有価証券に含まれる現金同等物	13,201百万円	19,741百万円
計	130,098百万円	128,643百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,919百万円	△42,297百万円
現金及び現金同等物	127,178百万円	86,345百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	3,431	41.0	2018年2月28日	2018年5月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月10日 取締役会	普通株式	3,452	41.25	2018年8月31日	2018年11月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	3,411	41.25	2019年2月28日	2019年5月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月10日 取締役会	普通株式	3,419	41.50	2019年8月31日	2019年11月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2019年7月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、取得株式数1,000,000株、総額6,000百万円を上限として2019年7月11日から2019年10月31日の期間で自己株式の取得を進めています。これにより当第2四半期連結累計期間において自己株式を300,100株取得し1,278百万円増加しました。これらの結果、当第2四半期連結会計期間末において、自己株式が42,166百万円となっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)

当社の報告セグメントは「医薬品事業」のみであるため、記載を省略しています。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

当社の報告セグメントは「医薬品事業」のみであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	109円46銭	91円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	9,158	7,548
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	9,158	7,548
普通株式の期中平均株式数(千株)	83,664	82,613
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	109円36銭	91円27銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	76	90
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第118期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)中間配当については、2019年10月10日開催の取締役会において、2019年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

①配当金の金額	3,419百万円
②1株当たりの金額	41円50銭
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年11月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 永 英 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている久光製薬株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年6月1日から2019年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月11日
【会社名】	久光製薬株式会社
【英訳名】	HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO., INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 富 一 榮
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
【縦覧に供する場所】	久光製薬株式会社東京本社 (東京都千代田区丸の内二丁目4番1号) 久光製薬株式会社大阪支店 (大阪市中央区南船場一丁目11番12号) 久光製薬株式会社名古屋支店 (名古屋市千種区仲田二丁目7番11号) 久光製薬株式会社福岡支店 (福岡市博多区東那珂二丁目2番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 中富一榮は、当社の第118期第2四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

